



最高裁秘書第1044号

平成30年3月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成30年2月23日付け（同月26日受付，最高裁秘書第787号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成29年11月30日付け司研企二第1033号司法研修所長通知「第7期司法修習における問研起案について」（片面で2枚）
- (2) 平成29年11月30日付け司法研修所事務局長書簡（片面で7枚）
- (3) 平成29年11月30日付け司研企二第1035号司法研修所長通知「第7期司法修習における問研起案について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

司研企二第1033号

(庶ろ-15-B)

平成29年11月30日

地方裁判所長 殿

司法研修所長 小 泉 博 嗣

第71期司法修習における問研起案について（通知）

第71期司法修習においても、民事裁判及び刑事裁判の各分野別実務修習中における貴庁主催の即日起案方式の合同修習（以下「問研起案」という。）を実施する際に、裁判科目担当の当研修所教官がその問題を作成し、各起案後、同教官を貴庁に派遣して起案講評等を行うこととしました。

については、別紙の問研起案の実施要領を司法修習生指導担当裁判官に周知してください。

(別紙)

## 問研起案の実施要領

### 1 概要

問研起案は、各配属庁が、民事裁判、刑事裁判の各分野別実務修習において、各クールの中期に1回ずつ、当該裁判修習中の司法修習生に対して実施する即日起案方式の合同修習であり、司法研修所は、その問題作成及び起案講評等に協力するものである。

### 2 問題の作成等

民裁問研起案及び刑裁問研起案に使用する各修習記録並びに各起案の起案要領は、司法研修所において作成し、各配属庁に提供する。

### 3 起案の実施

#### (1) 民裁問研起案の対象者

各クールで民事裁判の分野別実務修習を行っている司法修習生

#### (2) 刑裁問研起案の対象者

各クールで刑事裁判の分野別実務修習を行っている司法修習生

#### (3) 場所

各配属庁において、適宜の場所を指定する。

#### (4) その他

各配属庁は、不正防止のため、適宜の方法により監督する。

各配属庁は、司法修習生から提出された起案を司法研修所に速やかに送付する。

### 4 起案の評価等

司法研修所教官は、起案の評価をし、その評価の結果を修習指導官に適宜の方法で連絡する。修習指導官は、その評価結果を当該分野別実務修習の成績評価のための一資料とする。

### 5 起案の講評

司法修習生に対する起案の講評は、原則として、各クラスを担当する司法研修所教官が行う。その具体的日時、場所等は、司法研修所と各配属庁が協議して定める。

(庶ろ-15-B)

平成29年11月30日

地方裁判所事務局長 殿

司法研修所事務局長 染 谷 武 宣

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付け司研企二第1033号司法研修所長通知「第71期司法修習における問研起案について」のとおり、第71期司法修習においても、貴庁主催の問研起案に裁判科目担当の当研修所教官が協力することになりました。これに伴い、実施細目（別紙第1）及び実施事務の概要（別紙第2）を取りまとめましたので、遺漏のないようよろしくお取り計らいください。

なお、問研起案の実施日時は、別紙第3のとおりです。

おって、問研起案の講評の日程については、担当教官を通じて別途お知らせします。

敬 具

(別紙第1)

## 問研起案の実施細目

### 1 問題の送付等に関する細目

#### (1) 修習記録

民裁問研起案及び刑裁問研起案に使用する各修習記録(以下「修習記録」という。)については、起案実施日のおおむね2週間前までに、司法研修所事務局企画第二課から各配属庁に必要部数を送付する。

#### (2) 起案要領

各起案の起案要領については、起案実施日のおおむね2週間前までに、司法研修所事務局企画第二課から各配属庁に電子データにより送信し、各配属庁において必要部数を印刷する。

#### (3) 起案表紙

起案表紙については、別紙様式第1の起案表紙を各配属庁において必要部数を印刷する。

#### (4) 起案用紙

起案用紙については、司法研修所から各配属庁に送付したものを原則として使用する。ただし、別紙様式第2を各配属庁で印刷して起案用紙として使用することを妨げない。

### 2 起案の実施等に関する細目

#### (1) 起案の実施

ア 各配属庁は、各起案に使用する修習記録、起案要領、起案表紙及び起案用紙を、起案開始直前に司法修習生に配布する。

イ 各起案の作成は手書き(1行おきに記載する。)によるものとし、パソコン等の使用は不可とする。手書きによることができない司法修習生については、修習指導官が司法研修所教官と別途その取扱いについて協議する。

ウ 各起案の際の修習記録への書き込みは可とする。

エ 各起案には表紙を付けて、ページ順につづって提出する。

#### (2) 修習記録の取扱い

ア 修習記録及び起案要領は、各起案終了後、司法修習生において保管し、配属庁は、講評終了後、各クール終了までの適宜の日にこれを回収し、廃棄する。

イ 起案時に司法修習生が作成したメモ類は回収しない。

#### (3) 起案の取扱い

ア 司法研修所教官は、起案をその講評のための出張の際に各配属庁に持参し、又は事前に各配属庁に送付する。

イ 配属庁は、起案が事前に送付された場合には、これを速やかに司法修習生に配布する。ただし、司法修習生をして起案を配布させることを妨げない。

### 3 持参資料等について

#### (1) 起案時に持込み可能な資料等(民事裁判・刑事裁判共通)

ア 黒のペン、ボールペン、サインペン等の筆記用具

イ 六法全書(判例注釈付きも可)

ウ 付箋(大きさ、色は自由)、色付きのペン

※ 六法全書については、書き込みのないものに限るが、アンダーライン、マーカー程度は可とし、判例注釈付きも可とする。

#### (2) 問研起案講評日の必携資料

ア 民事裁判・刑事裁判共通

(ア) 起案当日に配布を受けた起案要領等全て

(イ) 六法全書（判例注釈付きも可）

イ 民事裁判

(ア) 新問題研究 要件事実

(イ) 事例で考える民事事実認定

(ウ) 民事裁判起案の留意点

(別紙第2)

問研起案の実施事務の概要

- 1 各起案及び起案講評の会場に関する事務
  - (1) 会場の確保
  - (2) 会場の設営
  - (3) 起案講評に用いるホワイトボード及び六法1冊の準備(それ以外の準備については、講評を担当する司法研修所教官との協議により必要に応じて対応する。)
- 2 問研起案の実施日時、場所及び持参資料等の周知に関する事務  
問研起案の実施日時については別紙第3の内容を、持参資料については別紙第1の3の(1)の内容を、それぞれ問研起案の実施クールの開始日に、口頭又は書面により司法修習生に周知する。
- 3 修習記録、起案要領等に関する事務
  - (1) 司法研修所事務局企画第二課から配属庁に送付される修習記録の受領・保管
  - (2) 司法研修所事務局企画第二課から電子データにより送信される起案要領、起案表紙及び起案用紙の受領、必要部数の印刷(司法研修所から各配属庁に送付した起案用紙を使用する場合は除く。)並びに保管
  - (3) 修習記録及び起案要領の修習指導官への交付(親展扱い)
  - (4) 修習記録及び起案要領の回収・廃棄(実施クール最終日まで回収する。)
- 4 問研起案実施に伴う事務等
  - (1) 起案要領、起案表紙、起案用紙及び修習記録の配布
  - (2) メモ用紙及びその他の備品(ステープラ、クリップ等)の用意
  - (3) 各起案実施に当たり、六法全書等の書き込みの有無をチェックすることは要しない。
  - (4) 各起案要領等に記載された事項の遵守に関する注意を修習事務担当者又は修習指導官により行う(起案開始時)。
  - (5) 各起案中は、修習指導官が時折見回る程度の監督とし、修習事務担当者の常時監督は要しない。
  - (6) 各起案の回収、部数の確認(起案終了時刻後に司法修習生が起案をつづる時間を確保する。)
  - (7) 回収した各起案の整理、司法研修所事務局企画第二課企画係への送付(封筒表面に「起案在中」と朱書する。)
- 5 欠席等の扱い
  - (1) 欠席の場合
    - ア 翌出席日に修習記録等を配布し、司法修習生には自宅等で起案時間等の条件を遵守して起案を実施させる。  
なお、この場合の起案の実施に際しては、配属庁は特段の事務を負担しない。
    - イ 提出された起案表紙の余白に朱書で「課外作成」と記載し、速やかに司法研修所に送付する。
    - ウ 欠席者以外の起案の司法研修所への送付は、欠席者の起案の提出を待たずに行う。  
その際、欠席者の氏名等を記載した簡単なメモ(付箋程度)を添付する。
  - (2) 早退及び遅刻の場合  
作成途中の不完全な起案であっても、必ず提出させる。  
なお、この場合の起案の補完については、修習指導官の指示による。
- 6 起案講評のための司法研修所教官の出張に伴う事務等
  - (1) 司法研修所教官が地方裁判所長、修習指導官と協議する場合における日程調整等を行う。
  - (2) 司法研修所教官が司法修習生と面談する場所の確保等を行う。
  - (3) 司法修習生との懇親会については、負担は要しない。

(別紙第3)

問研起案の実施日時について

1 第1クール

民裁 平成30年1月22日(月)午後1時10分～午後4時50分

刑裁 同月23日(火)午前10時～午後4時30分

2 第2クール

民裁 平成30年3月12日(月)午後1時10分～午後4時50分

刑裁 同月13日(火)午前10時～午後4時30分

3 第3クール

民裁 平成30年5月14日(月)午後1時10分～午後4時50分

刑裁 同月15日(火)午前10時～午後4時30分

4 第4クール

民裁 平成30年7月2日(月)午後1時10分～午後4時50分

刑裁 同月3日(火)午前10時～午後4時30分



(別紙様式第1)

配属修習地		修習班	配属修習部
			民事 (.....部) 刑事 (いずれかを○で囲む。)
組	番号	氏名	

## 第 7 1 期 起 案

起 案 日      平 成      年      月      日

科      目      民 事 裁 判  
刑 事 裁 判      (いずれかを○で囲む。)

(注意)

- 1 特に指示のあった場合を除き、1行おきに記載すること。
- 2 黒のペン、ボールペン又はサインペンを用いて、楷書で、はっきりと記載すること。
- 3 下部欄外中央部分に、通しページ数を記載すること。



司研企二第1035号

(庶ろ-15-B)

平成29年11月30日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 小 泉 博 嗣

第71期司法修習における問研起案について（通知）

標記の問研起案について、第71期司法修習生配属地の地方裁判所長に別添第1のとおり通知しましたので、参考までにお知らせします。併せて、問研起案の実施細目等について、当研修所事務局長からこれらの配属地の地方裁判所事務局長に別添第2のとおり書簡を発出しました。

添付書類

- 第1 平成29年11月30日付け司研企二第1033号司法研修所長通知「第71期司法修習における問研起案について」
- 第2 同日付け司法研修所事務局長書簡